

# 平成26年度第1回若葉区地域福祉計画推進協議会会議録

日 時 平成26年6月4日(水)  
9時30分～12時00分  
場 所 若葉保健福祉センター3階 大会議室  
委員定数 31名、出席委員：23名  
事務局：13名、傍聴人：0名

## 【1】次第

1 開会

2 若葉区長あいさつ

3 委員紹介

4 会議の公開について

5 議題

(1) 委員長・副委員長の選任について

(2) 運営企画委員会及び分科会の選任について

(3) 第3期地域福祉計画の概要と作成スケジュールについて(資料1・資料2)

6 その他

・今年度の会議予定(資料3)

7 閉会

## 【2】発言要旨

### 5 議題

#### 【議題1】 委員長・副委員長の選任について

高齢障害支援課

これより議題に入るが、議事進行につきましては、「若葉区推進協議会設置要綱第6条第1項」により委員長が議長となり議事を進めると規定されており、委員長が選出されるまでは、若葉保健福祉センター所長 山中が仮議長を務めさせていただきたいと思うが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

保健福祉センター所長

議題（1）委員長・副委員長の選任について

本協議会設置要綱第5条第2項により、委員長1名、副委員長3名を委員の互選により選出されることとされています。昨年度は、委員長に大嶋委員、副委員長に横山委員、津田委員、赤間委員にお願いしたがこの件について何かご意見・ご提案がありますか。

委員

議長一任

保健福祉センター所長

事務局案を有しており、提示しご協議頂くことでよろしいでしょうか。

委員

異議なし

保健福祉センター所長

それでは事務局より案を配布します。

高齢障害支援課

委員長は大嶋委員、副委員長は赤間委員、津田委員、縫部委員とさせていただきますがよろしいでしょうか。

委員

異議なし

保健福祉センター所長

異議がなければ拍手をもってご承認頂きたい。

平成26年度若葉区地域福祉計画推進協議会の委員長に大嶋委員、副委員長に赤間委員、津田委員、縫部委員にお願いしますこととなりました。

以上で、仮議長の任をおろさせていただきます。

高齢障害支援課

ただいまご承認いただきました大嶋委員、赤間委員、津田委員、縫部委員は前の席に移動をお願いします。それでは委員長よりご挨拶をお願いします。

委員長

皆様のご推挙により推進協の委員長を仰せつかりました大嶋でございます。皆様と同様に若葉区に愛着をもっているため今後2年間一生懸命務めてまいります。副委員長もベテランであり、力を合わせて若葉区の活動に取り組みたい。以上、就任の挨拶とさせていただきます。

高齢障害支援課

それでは大嶋委員長に議事進行をお願いします。

#### 【議題2】 運営企画委員会及び分科会の選任について

委員長

議論を深めるために分科会を設置してあり資料が事務局案となるがいかがでしょうか。また、同じ資料に運営企画委員の選任もあります。事務局から説明をお願いします。

高齢障害支援課

事務局案としては運営企画委員に○がついている縫部委員、松野委員、

委員

山内委員、和田委員、赤間委員、大嶋委員、津田委員、藤森委員、最後に武委員の選任をお願いしたいがいかがでしょうか。

異議なし

### 【議題3】第3期地域福祉計画の概要と作成スケジュールについて

委員長

第2期計画の最終年度であり第3期計画の作成を行う年です。

支えあい・助け合い活動をしていく活動内容であったが、第3期はよりきめ細かく地域の環境にあった活動をするために中学校区エリア単位として社協の地区部会が事務局として第3期計画を進めていく等、従来からの転換を図っています。

本庁地域福祉課から説明があるのでお願いしたい。

地域福祉課

第3期福祉計画の策定について概要を説明させていただきます。

資料1をご覧ください。現行の第2期計画は平成22年度に各区の地域福祉計画推進協議会にて審議を重ね策定していただいたものです。この2期計画は今年度で終了し、来年度からスタートします第3期計画を3月末までに策定する必要があります内容について推進協で審議の上、策定していただきたいと考えています。

区計画を含む市計画の全体については、昨年度2回に渡り市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会において市から提案した策定方針などを審議していただき承認をもらいました。その策定方針については区計画の形式的なことに关します点も含まれているため説明させていただきます。

資料の上段に記載のとおり現行の計画からの変更点が4つあります。次頁は完成イメージであり形式的な変更点を説明するためのサンプルです。この中には具体的な内容が記載しています。これから推進協で審議して決めていただくものであるため、記載は当課が第2期計画を基に策定したイメージです。

変更内容1点目

基本目標・仕組み・取組内容の三本立てです。現行は冊子の背景・概要など記載されているが割愛し数ページのパンフレットに編集し市民の方に周知しやすくしました。

2点目

重点取組項目を概ね中学校区である地区部会エリア単位で設定していただきたい。若葉区は11の重点取組項目を設定しているが地域によっては実情に合わないものも含まれている。地区部会エリアを地域の皆様が生活課題やニーズ・実情に沿ったそれぞれの重点取組項目として設定してもらい焦点を絞ってより効果的に進めていただけるものと考えます。重点取組項目の計画書への記載方法は次頁の下表にあるように当該地区部会名を記載する方法をとります。市の項目では自助・共助に関し

まず取組を性質ごとに9つに分類しその内容は7頁に記載のとおりです。市の計画書の中で区の計画の取り組み、市の取り組み、社協の取り組みをテーマごとにまとめて記載し共助と公助の役割の分担の明確化を図っています。

### 3点目

表紙には〇〇プランと記載しています。第3期計画では市全体の計画と6区の計画を通称名として検討しています。

### 4点目

計画期間は27年から29年の3年間です。変更内容は以上です。次に資料の最初の頁で、区計画策定の手順を説明します。

推進協で審議して策定してもらいますが大まかな作業手順について説明します。①骨子素案決定とあるが、推進協で基本目標・仕組み・取組項目などの項目、完成イメージに反映した素案について審議決定してもらいます。

最初からすべてを行うのではなく、2期計画を踏襲して変更点のみを審議してもらって構わない。②重点取組項目の選定依頼、推進協で決定した取組項目から重点取組項目を推進協から各地区部会に依頼をします。③選定作業を行う。実情に応じて話し合ってもらい地域にそった項目を選定する際は、社協や区事務所がサポートを行います。策定が難しい場合はご相談いただきたい。④重点取組項目が決まったら地区部会から推進協へ選定報告をしてもらい推進協事務局が各地域で選んでいただいた重点取組項目を反映させ区計画案へ取りまとめます。

最終的には⑤区計画の決定を行い事務局へ提示をしてもらいます。記載はありませんが、市の事務局で区計画を市計画について市民説明会やパブリックコメントなど所定の手続きを実施します。最終的には平成27年3月に地域福祉専門分科会で承認をいただき千葉市名義で計画の最終決定とします。

社会福祉協議会

#### 【説明概要】資料2参照

#### ■第3期若葉区地域福祉計画骨子案について

活動内容などイメージしやすいように若干の文言修正をしています。

#### 【基本方針】

仕組み3の「見守り」→「安心」に変更

#### 【施策の方向性】

定住化促進プランより子育て世代への取り組みが重要と考え仕組み1

(2)「子育て世代に魅力あるまちをつくる」を追加

・地域福祉専門分科会の委員から健康づくりのテーマを入れてもいいの

では、と意見があり全区で仕組み1に新規項目(5)「健康でいきいきと暮らせる地域をつくる」を新設。

- ・仕組み5(12)「人材に発掘」  
→仕組み2(6)「人材を発掘し活用します」
- ・仕組み2(4)「身近なところから支えあいの機運を高める」  
(5)「支えあうシステムをつくる」、(7)「要支援者を見守る」  
→仕組み2(7)「支えあう仕組みをつくる」
- ・仕組み3(8)「緊急時の支援システムをつくる」  
→仕組み3(9)「災害時への支援体制をつくる」
- ・仕組み4(9)「身近に情報が得られ相談ができる」  
→仕組み4(10)「身近に情報が得られ相談ができる場をつくる」
- ・仕組み5(11)「こころのバリアフリーの推進」  
→仕組み5(12)「こころのバリアフリーを育む」

その他は第2期計画を継承しており、項目数は13項目

#### 【取組項目について】

- ・仕組み1⑥多様な仲間づくり、市民活動の促進  
→仕組み1⑥障がいがある方の社会参加と交流機会の創出
- ・仕組み2⑦仕組みづくりの啓発活動  
→仕組み2⑩助け合い活動の仕組みづくり  
啓発と仕組みづくりを一体と考えた。
- ・仕組み2⑪地域でできる介護予防  
→仕組み1⑦地域でできる介護予防・健康づくり  
健康づくりの一体と考えた。
- ・仕組み2⑫防犯・防災意識の啓発活動  
→仕組み3⑬防犯活動の実施⑭防災・減災活動の実施  
防犯と防災を分けるべきとの意見があったため。
- ・仕組み3⑭要支援者の把握、⑮要支援者を見守る体制の整備  
→仕組み2⑪見守り活動の仕組みづくり  
一体であると捉え、まとめた。
- ・仕組み3⑯民生委員・児童委員の活動支援  
→削除

直接的な支援は守秘義務の観点・個人情報保護の観点から難しい現状であり、地域で向こう三軒両隣の関係づくり・支えあいの仕組み作りの浸透で負担軽減に繋がるだろうと考えました。また、7月からの民生委員の協力員制度導入により支えあう仕組みと一体的なものと判断しました。

- ・仕組み4⑰地域版「よろず相談窓口」の構築、⑱身近な場所に出張相談  
→仕組み4⑰相談窓口の設置や出張相談の実施

3期計画では一体的な取り組みとして捉えました。

- ・ 仕組み5 ㉓わかばボランティアクラブの発足  
→ 仕組み2 ㉒活動団体同士の連携

2期計画の内容は地域で活動します団体の連携・交流の内容であったためです。

- ・ 仕組み5 ㉔ふれあいショップの創設  
→ 削除、㉖障がいのある方の社会参加と交流機会の創出  
障がいのある方の働く場の創出としていたが、実現は難しいと考え㉖障がいのある方の社会参加と交流機会の項目の中に吸収し削除しました。地域のイベントの中で障がいのある方の作品展示や販売を図っていけないかと検討しています。

第2期計画では取組項目が25項目→第3期計画では20項目  
骨子案については以上です。

#### ■ スケジュール案に関して

今後、推進協地区部会分科会で計画素案について協議してもらいます。

6月下旬には情報交換会にて第3期計画の内容周知と意見交換を行う予定です。7月上旬に推進協議会運営企画委員会で計画素案について協議し、事務局で各地区部会を回り、地区部会エリアの会議の持ち方について地区部会長等と会議出席予定者と日時と場所の調整をします。

8月には第2回目の推進協を開催し計画素案については協議します。

8月～10月上旬にかけて地区部会を中心にエリアごとに会議を開催し重点項目について協議し決定していただきます。

推進協委員についてはエリアごとの会議に出席していただきます。

10月の運営企画委員会で計画素案の最終案協議を行い、10月下旬に第3回推進協にて区計画案を協議し市へ提出します。

11月～3月にかけて重点取組項目を各地区部会エリアで選んだものを具体化作業として活動内容などを地域の方へ事務局が出向き具体化作業を進めていく。資料下の予定は地域福祉課の予定となります。

スケジュール案としては以上です。

#### 【質疑応答】

委員 A

第3期計画の推進は社協地区部会エリア単位であるが各地区部会が負担を感じるエリア分けではないでしょうか。

地域福祉課

区といっても範囲は広く都市部・農村部と分かれており画一的に重点取組項目を推進していくのには無理があります。第2期計画は地域での特性に対応していない点を省みて、第3期計画では概ね中学校区エリアとすることで地域の実情に寄り添いながら計画を推進していただきたいとの観点からエリア分けを行いました。

委員 A	人間の思いやり・どう住みよい社会づくりをしますかという起点は自治会であると思うが第 3 期計画では地区部会中心にという姿勢では自治会も退いていくことが予想され、このままで良いのかと不満を感じます。
地域福祉課	自治会の関与については、計画を推進していく一番重要な役割を示す地域福祉専門分科会委員の方からも意見が出ており、当課も認識しています。策定・推進に関して、協力していただきたいと依頼しています。区の会長会議で説明し、区の町内自治会に出向いて協力いただきたいと説明しています。
委員 A	地区部会に未加入の自治会は連携がとりづらいがどうなりますか。
地域福祉課	その点は社会福祉協議会がサポートをしていきます。
委員 B	自分の意見を含んでいるが第 3 期計画の各地区部会エリア分けは自治会が取り組んでいる良いテーマを抽出し広げようという趣旨もあると思います。
委員長	各自治会 70 団体程に出向いていますが地区部会と各自治体との関係が必ずしも良好といえる状況では無いように感じます。相応の努力が必要であるので大いに議論していただきたい。
委員 C	以前から提言しているが、同じような内容を二つの課がバラバラで取り組まれるのは受ける側としては大変です。縦割り行政としての弊害だろうが整合性についてお答えいただきたい。
地域福祉課	地域運営委員会の件であろうが、ご承知の方・まだ知らない方もいらっしゃると思うのでご説明させていただきます。 地域運営委員会とは市民局が進めているもので概ね中学校区単位で作っていただきますものであり今年度中に全市 8 か所創設し、27 年度から補助金を交付します予定でいる。現状、各団体にばらばらに支給していた補助金を一本化し地域で協議して使い方を決めていただきます。 平成 33 年度には全市で地域運営委員会を創設する予定で長期的な取り組みであり、すぐに取り掛かるものではありません。 創設エリア単位は地区部会のエリアと重複し、市でも認識はしている。現時点どこも立ち上がっていない段階であり、エリアに関しては何とも言い難い現状であるが負担をかけないよう協議しています。
委員長	補足説明をします。イメージとして町内自治会・民児協・地区部会・商店街・老人クラブ・民間企業・NPO・あんしんケアセンター・学校など PTA・自主防災組織・スポーツ振興会・青少年育成委員会等々を構成メンバーとしており、活動資金が一括化され地域の窓口となる。活動としては地域の課題を取りまとめて取り組んでいく組織です。 いずれにしても地区部会が介入してきます。各組織には説明会など開催されています。
委員 D	いつ立ち上がっていくのか、また既に活動が始まっているのですか。
地域福祉課	今年度中にコミュニティ懇談会など母体が出来ているところ市内 8 か

所でモデル的に立ち上げていきます。27年度から立ち上がったところに補助金を交付し33年度としては全地域で立ち上がっていく予定です。今年度立ち上がるとしても年度末になると予想します。

委員 E

地域運営委員会は推進協議会を包括した形で進めていくと過去の議事録で認識しているが、経済的に混乱します可能性があるため各地区部会・各自治会に説明をしてもらいたい。地域福祉課長のお考えはいかがでしょうか。

地域福祉課

エリアに関して二つの問題があります。一つ目はおおむね中学校区単位である地区部会と被る点、二つ目は区には推進協がある点。

地域運営委員会と推進協の関係について、地域運営委員会は中学校区単位というのは決まっているがそれを区レベルで取りまとめる組織を作ることは考えていない。推進協がその場になるということもありえます。

地区部会は福祉を中心に活動しており、地域運営委員会は委員長が話したとおり地域の問題を取りまとめる等もっと広いものになります。

今後、検討していかなければならないと考えています。

委員長

布施委員の懸念される件は、地域福祉専門分科会でも議論された内容です。地域でみても人材は豊富ではない。地区部会関係での有力者である皆様が地域運営委員会からも声が掛かるだろうと思います。

地域の課題の大方は地域福祉の部分であり、地域福祉計画の推進を図っていけば地域運営委員会の活動の中核になっていくだろうと考えます。縦割り行政としての感覚だと話は前進しないが、地域福祉の課題が多くを占めることになるため、地域運営委員会に惑わされることなく一歩一歩進めていくことを提案します。

委員 D

地域住民・社協が協力しないといけない内容だと思います。自治会への事前の説明をしてほしいです。

委員長

行政側も個々に説明を行っています。

委員 F

地域運営委員会の目的、予算の配分、町内によって差異が生じる懸念等はどのようなのでしょうか。

地域福祉課

地域運営委員会は、今日少子超高齢化社会には行政のみでは十分な対応が不可能で、自助・共助・公助の明確に分け地域で出来ることは地域で取組んでいただきます。地域の予算配分については詳細が決まっていません。各補助金が一本化されるためその場で使い道を検討していただく形になります。

委員長

地域運営委員会は市民局の事業で、具体的な問題はその都度解決していくものであると思います。

自治会も世帯数の差異があり中学校地区単位で現実的に共助を進めていく目的があり、自治会のみでなく構成団体を広域にすることで人材発掘も可能だと思います。核になるのは自治会だろうが既に補助金を受けて活動している団体が存在しますためそれらを包括しますのは実現でき

るのかと心配です。

市として将来包括されることを念頭に置いて、第3期地域福祉計画の推進を図りたいと思います。

委員 B

地域運営委員会の件、数年先計画とはいえミッションがはっきりしていないのは問題です。持論として町おこし・崩壊している自治会の再興などが挙げられるのではないかと考えます。

地域福祉計画というのは身近な問題を焦点に絞った計画であり、この内容では運営委員会は取り組めないとすべきで、その点が明確にされていないために様々な意見が出ているのではないのでしょうか。また、従来の計画は大きな枠で検討していたが、次期計画は小さな枠で検討できるものであると認識します。地域全体を画一化にすべきではなく、一つの自治会で良い事をやっていたら抽出し広めていこうという格好でいいと思います。地区部会が全部にやらなければいけないと認識されると負担を大きく感じるため、その説明をはっきりしていただきたい。

委員長

資料2の中で骨子案の説明を図ったが、すべて取り組んでほしいというものではありません。地域にニーズの合ったものに取り組んでいただくものです。

保健福祉センター所長

第3期計画骨子案の取り組み項目についてももう少し具体的に提示させていただきます。各地区部会エリアでこれから取り組んでいくものを選んでいく実務をお願いしたい。

8～10月にかけて地区部会を中心に会議を開催し、自治会を含んだ関係者間で選定をしていただきたい。

委員長

地区部会長からすればどういう構成員を招集すれば良いのか、基本となるものをお示しいただきたい。

保健福祉センター所長

基本となるような団体に円滑に遂行できるよう話をした上で、文書でお伝えしていく。

委員長

自治会との関係性が一番問題でしょう。

町内自治会との関係が問題ない団体は発言願いたい。

委員 G

連協の会長が地区部会会長であるから問題はありません。

委員長

小規模の自治会を有します場合は画一的にいかないのではないかと思います。

委員 D

また、拠点の問題もあります。

地域福祉課

拠点が無い。公民館を借りているなど、活動拠点については重要な点だと認識しています。

事務所機能をもった拠点を持っている地区部会のごく一部だと認識しており、学校の空き教室など教育委員会と調整しています。

委員 D

3年程前になるが空き教室については急いで申請したが、当時利用の許可がありませんでした。

委員長

今後は公的な施設をスムーズに利用できるよう調整していただきま

す。

委員 B

拠点づくりは公民館・空き教室の活用については年月がかかります。市として空き家を管理も兼ねて地区部会の拠点確保に繋がられるように取り組んでいただきたい。自治会でも困っているケースであり、地域運営委員会でも恰好のテーマだと思います。

委員長

地区部会で考えると公的な施設は一つ二つあると思う。行政側も計画を推進していくためには大いに解決していただきたい。

活動資金の問題もある。共助を進めていくと謳うも資金はゼロである。地区部会での会員募集の際に活動資金についての事業計画と合わせて会員確保をしてはどうでしょうか。

委員 D

自治会に入会の話をして「金の話をしにきたのか」と言われる状態です。また、拠点確保と収納場所の件で苦勞しており、次期の担い手不足も苦勞しています。

委員長

他の地域も同じ状況にあるのではないのでしょうか。拠点確保については地域福祉課へ調整を依頼します。

資金に関して事業計画を明確にしますことで透明化を図る必要があると思います。

委員 H

第 3 期福祉計画推進のために地区部会の費用を活用するというのでしょうか。また、中学校地区に二つの地区部会があるが地区部会が統合しますのか、伺いたい。3 点目として老人会の補助金は地域運営委員会で配分されるようになるのでしょうか。

社会福祉協議会

地区部会会費は各地区部会で使用目的を決めていただきます。

会費の 7 割を翌年度の活動費として助成しているが助成金を使用して地域福祉計画の推進を依頼しているではありません。

委員長

この事業に対します助成金はないと解釈すればよいのでしょうか。

社会福祉協議会

若葉区推進協議会事務局としての助成はありません。

地域福祉課

第 3 期計画推進のための助成はないが、各事業での補助金は出しているためそれを使用させていただきます。地域運営委員会の補助金は決まっていないのが実情です。

委員長

地域運営委員会は別として、第 3 期計画推進に使用します費用はどのようなのでしょうか。

委員 H

地区部会には運営費用がある。推進のための費用は枠外であり助成がないとやっていけなくなる。地域福祉課から助成があって推進していくものだろうと解釈していました。

委員長

見守り等の事業をすすめるにあたり助成はあるが、会議などの基本的な助成はないとの説明がありましたが。

社会福祉協議会

今年度に限り各重点項目を設定するため、会議費として上限 2 万円の助成金を用意しています。第 3 期計画推進は地区部会エリアが中心となるため社協からの助成を予定しています。

委員長  
委員 D  
社会福祉協議会  
委員 D  
委員長  
健康福祉センター所長  
委員 H  
委員 A  
委員長  
委員 A  
委員長  
委員 I  
委員長  
社会福祉協議会

助成は今年度限りであるため心細いです。

仕組み 1(5)に関して新規となっているがどういった経緯でしょうか。

地域福祉専門分科会から健康づくりテーマを盛り込んだ方が良いのではと意見があり 6 区で新規に設けることになりました。

事業を行いたいが、予算がないと取り組めません。

他にもラジオ体操がある。カセット機器の助成があり、個々の助成を利用して欲しいというのが行政としての意見だと思います。

地区部会エリアが被っている地域に関してはこれからエリア調整をしていくと解釈して良いのでしょうか。

地域運営委員会の件に関して、地区部会は地区部会として活動していただきたい。

老人会の補助金は計画と無関係で助成していただけると解釈します。

第 3 期計画に地区部会・自治会との連携を盛り込み、文書表現を変えていただきたい。また、民生委員・児童委員は地域の実情を把握されているため関わり方を盛り込んでいただきたい。

エリアごとの対策としても盛り込めば良いのではないのでしょうか。

地区部会エリアが中心に取り組んでいくように見えて仕方ない。

言葉の上では地区部会主体となっているが、最初の一步目を担って頂いてだけで他の団体が共助の中で助け合って活動していくものです。

第 2 期計画策定の際、実績が取りまとめられていたが、第 2 期から次期への移行にあたりどれだけ計画が推進されているのかが見えてきません。実績を基に次期計画作成に至るのではないのでしょうか。

予算の話もあるが自助・共助・公助の推進実績が見えない、社協事務所からの次期福祉計画への説明があつたが、第 2 期で抜け落ちているものを第 3 期計画の基本になるのではないかと思います。形式ありきではなくどれだけ 5 年間で推進してきたのか、その中で重点的に取り組まなければならない点を協議するのが推進協議会ではないのかと思います。

若葉区地域福祉計画推進協議会設置要綱にも「地域福祉計画の取組状況の把握及び評価」とあるとおり、前期の評価をした上で次期計画の協議をすべきではないのでしょうか。

福祉行政、社協の取り組み計画の中で地区部会の活動が推進されていくため、整合性が必要となります。また、地域運営委員会の中に商店街が団体の一つとして挙げられているが、地域の中で民間企業の力も大事なマンパワーであると思っているので協働し計画を推進できるよう行政に図っていただきたい。

地域運営委員会においては、エリアの中で協力団体が一つでも多く必要であり大変ありがたい提案だと感じました。社協の基本計画については事務局より説明をお願いします。

骨子説明の前段階として地区部会の推進状況を説明すべきでした。

- 今年度中には各地区部会の第 2 期計画推進状況について取りまとめて報告する予定であったが今回は間に合いませんでした推進協の場で各地区部会の推進状況については次回報告をさせていただきます。
- 委員長 補足として、第 1 期第 2 期計画の内容について中身はほとんど同じですが推進方法が異なっています。具体的には第 2 期計画ではどれだけ地域に浸透させるかという点で地区部会分科会・自治会分科会を組織し各々取り組み、自治会分科会は自治会へ直接訪問し連絡調整を図ってきました。
- 委員 C 各地区部会の会長に依頼します。老人会が加入・未加入のところがある。地区部会の会員として迎えていただけるよう取り計らいを頂きたい。
- 委員長 最後に事務局からの連絡事項をお願いします。
- 高齢障害福祉課 今年度の会議予定だが第 2 回を 8 月 5 日、第 3 回を 10 月 28 日となっています。福祉計画策定のスケジュールと会議室の空き状況と合わせてあらかじめ設定したものになるため宜しくお願いします。
- 社会福祉協議会 分科会のメンバー構成については本日決定した。地区部会分科会を 6 月 18 日（水）13：30～若葉保健福祉センター3F 大会議室にて開催します。
- 保健福祉センター所長 地区部会分科会の皆様にはお帰りの際に資料をお渡しします。
- 委員 改めて骨子案・策定のスケジュールは協議していただきましたがこの内容で進行してよろしいか。
- 委員 異議なし

議事終了。